



福岡医発第1468号（総）

平成15年11月 7日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 関 原 敬次郎



向精神薬の保管管理の徹底について

標記につきまして、福岡県保健福祉部より別添のとおりまいりましたので、ご連絡いたします。

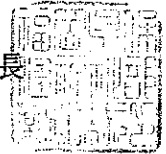
つきましては、貴会会員に対し施設内での向精神薬の保管管理の徹底につきまして、再度周知していただきますようよろしくお願いいたします。

15薬麻第 109号

平成15年10月29日

(社)福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部薬務課長



向精神薬の保管管理の徹底について

薬務行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度に入りまして向精神薬取扱施設における向精神薬の盗難、紛失事故が多発しております。向精神薬の保管管理につきましては平成11年1月14日付10薬監第134号福岡県保健福祉部長、10福警生部第4号福岡県警察本部生活安全部長通知（別紙）によりお願いしているところですが、貴会員に対し施設内での向精神薬の保管管理の徹底につきまして再度周知していただきますようよろしくお願いします。

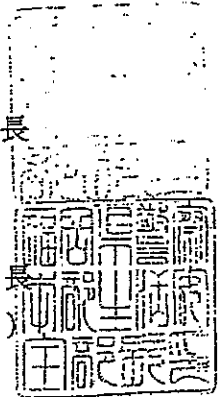
10 薬監第134号
10 福警生部第4号
平成11年1月14日

(社) 福岡県医師会 会長

殿

福岡県保健福祉部長
(薬務課監視係)

福岡県警察本部生活安全部長
(保安課指導係)



向精神薬等の保管管理の徹底について (通知)

日ごろより薬務、警察行政に多大な御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、近時、全国的に向精神薬、精神安定薬及び毒物劇物を犯罪目的で不正使用し、神奈川県においては被害者が死亡するという事件が発生しました。
これら事件における一部の向精神薬等は、治療目的等で医療機関や薬局において入手した可能性があり、現在警察において捜査中であります。
向精神薬等の取り扱いについては従来から厳正な保管管理等、その適正な取扱いをお願いしているところですが、さらに下記事項につきまして、なお一層の徹底を図っていただきますよう関係者に周知願います。

記

1 向精神薬等について

- (1) 保管にあたっては、特に夜間の不在時等必要に応じ保管設備に施錠するなど盗難防止に努めること。
- (2) 交付にあたっては、決められた用法・用量どおりに服用し、他人に譲り渡さないなど服薬指導を行うこと。
- (3) 不審な者には交付しないこと。
- (4) 盗難、紛失等の事故が発生した場合は、速やかに最寄りの警察署に通報するとともに最寄りの保健所に届け出ること。

2 毒物劇物について

- (1) 保管にあたっては、他のものと区別し、専用の保管設備に施錠して保管すること。
- (2) 定期的に在庫の確認をし、使用簿等により在庫量、使用量を把握すること。
- (3) 盗難が発生した場合は、速やかに最寄りの警察署に届出ること。